

いのちとくらしをまもる
防災減災

令和8年1月23日
高知河川国道事務所

にい
**新居海岸の砂浜を四国で初めて海岸保全施設に指定します
～1月29日(木)現地説明会を実施します～**

新居海岸の「砂浜」を令和8年2月1日に海岸保全施設に指定することとしました。

海岸保全施設とは、堤防、突堤、護岸、胸壁、離岸堤等の海岸を保全するための施設であり、波浪を減衰させる機能等を期待できる砂浜についても指定できることとされています。

四国における「砂浜の指定」は今回が初めて(全国では5番目)となります。

引き続き、砂浜の機能を維持し適切に海岸を保全していきます。

指定にあたり、令和8年1月29日(木)に報道機関の皆様を対象に現地説明会を実施します。

また、新居海岸の砂浜の存在や機能を広く知って頂くため、今後「砂浜カード」を作成し、高知海岸出張所で2月中旬以降に配布を開始する予定です。

■指定箇所：別図の通り

■その他：現地説明会の詳細は別紙をご確認ください。

説明会の参加を希望される方は以下の必要事項をメール本文に記入の上、令和8年1月27日(火)12時00分までにメールにてお申し込みください。

必要事項：貴社名・連絡先(TEL・E-mail)・氏名・人数

申込先：skr-koucha40★mlit.go.jp

※「★」を「@」に置き換えて送信してください。

本施策は、四国圏広域地方計画【No.1 南海トラフ地震を始めとする大規模自然災害等への「支国」防災力向上プロジェクト】の取組に該当します。

【問い合わせ先(○主な問い合わせ先)】

国土交通省 四国地方整備局
高知河川国道事務所

電話：088-833-0111
Mail：skr-koucha40★mlit.go.jp

※「★」を「@」に置き換えて送信してください。

副所長
○事業対策官

なかおか あきひろ
中岡 昭浩 (内線204)
みやじ けんいち
宮地 憲一 (内線208)

現地説明会について

日 程：1月29日（木）10:00～

（集合時間：9:50）

場 所：高知県土佐市新居地先（位置図参照）



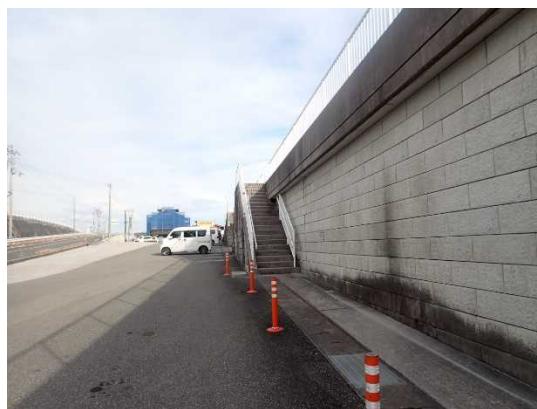
位置図

【事前申し込みについて】

- ・現地説明会の参加を希望する報道機関の方は、1月27日（火）12時までに事前に申し込みをしてください。

【集合場所について】

- ・新居地区観光交流施設 西側駐車場横の階段周辺にお越しください。



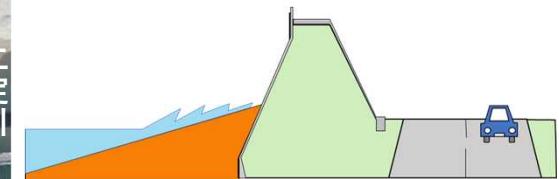
砂浜の海岸保全施設指定について（新居海岸）

- 海岸法第2条に基づき、砂浜を海岸保全施設として指定することで、海岸を防護する機能を有する施設に位置付けられるようになりました。
- 地域の安全・安心を確保しつつ、砂浜の機能を維持し当海岸を引き続き適切に保全していきます。

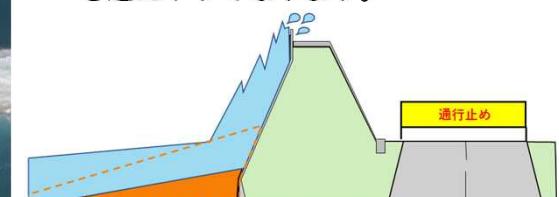


■砂浜の必要性

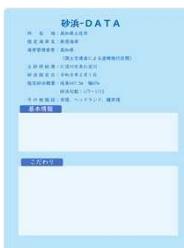
- ①砂浜には台風の時など、波を弱める効果があります。



- ②砂浜が減ってくると、波を弱めることができなくなり、波が堤防を越えやすくなります。



●砂浜カード



※砂浜カードは高知海岸出張所にて配布します。
お気軽にお声かけください。

お問合せ先 : 高知河川国道事務所 高知海岸出張所
TEL 088-848-0038